

香美町住宅改修費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内施工業者を利用して住宅改修を行う者に対し、予算の範囲内で香美町が香美町住宅改修費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、町内での定住を促進し、人口流出の抑制を図ることで、本町の活力の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内 香美町内をいう。
- (2) 定住 町内に住所を有する者が、町内に住み続けることをいう。
- (3) 住宅 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅で、自己が所有し居住する家屋又は世帯主が居住の用に供する家屋（所有者が死亡している場合に限る。）をいう。
- (4) 改修工事 老朽化、災害、その他 住宅の機能向上のために行う補修、模様替え、改造及び設備改善をいう。
- (5) 町内施工業者 改修工事を行う、町内に本店を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者（下請け業者を含む。）をいう。
- (6) 商品券 本町が発行する助成金の額と同額の商品券とし、香美町商工会会員が経営する店舗等に限り使用することができるものをいう。

(助成対象住宅)

第3条 助成の対象となる住宅は、令和5年4月1日以降に改修工事を実施する町内に所在する住宅とする。

(助成対象工事)

第4条 助成の対象となる改修工事（以下「助成対象工事」という。）は、町内施工業者を利用して実施する工事に要する費用が、20万円以上ものとする。ただし、第7条第2項の規定による決定の通知を受けた後に着手する工事に限る。

(助成対象者)

第5条 助成対象者は、第3条に規定する助成対象住宅に対し、助成対象工事を行う次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 生計を一にする者すべてが、香美町税条例（平成17年香美町条例第72号）第3条に規定する町税及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に滞納がない者
- (3) 第7条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象工事について、本町から他の補助金等の交付を受けていない、又は受けようとなしない者
- (4) 香美町暴力団排除条例（平成24年香美町条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認める場合は、助成対象者としてすることができる。

(助成金の額)

第6条 第4条に規定する助成対象工事に対する助成金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 併用住宅のうち人の居住の用に供する家屋の部分（以下「併用住宅の個人住宅部分」という。）に対する別表第1の規定の適用については、「助成対象工事に要する費用」とあるのは、「助成対象工事に要する費用に併用住宅の個人住宅部分の床面積を建物全体の面積で除して得た数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(助成申請及び交付決定)

第7条 第4条に規定する助成対象工事に係る助成金の交付を受けようとする者は、香美町住宅改修費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事費見積書の写し
- (2) 工事の一部を下請けさせる場合は、下請け業者名簿（申請時）（様式第2号）
- (3) 助成対象工事を行う住宅の位置図、施工予定箇所のわかる図面及び現況写

真

(4) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成の可否について決定し、香美町住宅改修費助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、前項の規定により助成の申請をした者に通知するものとする。

3 町長は、助成金の交付決定に際し、助成金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。

（権利譲渡の禁止）

第8条 前条第2項の規定による決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（申請事項の変更等及び承認）

第9条 助成決定者は、第7条第1項の規定による申請内容について、施工業者、工事見積金額、工事期間若しくは工事内容を変更し、又は当該助成工事を取りやめた場合は、香美町住宅改修費助成金変更交付申請書（様式第4号）に、変更内容がわかる書類等を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請内容を審査した結果、既に決定した助成金の額の変更を決定したときは、香美町住宅改修費助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により、その旨を助成決定者に通知するものとする。

3 第7条第3項の規定は、助成金の額の変更に係る交付決定について、これを準用する。

（状況報告及び実地調査）

第10条 町長は、必要があるときは、助成対象工事の遂行状況に関し、助成決定者、施工業者等に報告を求め、実地調査を行うことができる。

（完了報告）

第11条 助成決定者は、助成対象工事が完了したときは、完了から14日以内に香美町住宅改修費助成対象工事完了及び実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事代金等の領収書（写し）

- (2) 助成対象工事完了後の施行箇所の写真
- (3) 下請け業者名簿（完了後）（様式第7号）
- (4) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による完了報告について必要があると認めるときは、助成決定者、施工業者等に報告を求め、実地調査を行うことができる。

3 町長は、前項の規定による調査の結果、助成対象工事の成果が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう助成決定者に命ずることができる。

（助成金の請求及び交付）

第12条 助成決定者は、前条の規定による書類等を提出し、町長の審査を受けた後、香美町住宅改修費助成金請求書（様式第8号。以下「助成金請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の助成金請求書を受理したときは、助成金と同額の商品券を交付する。

（商品券の有効期限）

第13条 商品券の有効期限は、前条第2項の規定による商品券の交付のあった日から6か月以内の期間とする。

（助成回数の制限）

第14条 この要綱による助成金の交付は、同一住宅及び同一人に対し1年度あたり1回を限度とする。

（決定の取消し）

第15条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 助成対象工事を承認なく変更し、又は取りやめたとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、この要綱に違反したとき。

（助成金の返還）

第16条 助成決定者は、町長が助成金の交付決定を取り消した場合において、

商品券が既に交付されているときは、町長の定める期限内に、当該商品券を返還しなければならない。ただし、助成決定者が既に当該商品券を使用している場合は、使用した商品券の額に相当する額の実費を返還するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の申請、交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の失効の日前に交付の決定を行った助成金については、前項の規定にかかわらず、この告示の失効の日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和6年3月28日告示第79号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

助成対象工事に要する費用	助成金の額
20万円以上100万円未満	改修工事費の5%
100万円以上200万円未満	5万円
200万円以上300万円未満	10万円
300万円以上400万円未満	15万円
400万円以上	20万円